# 髙和果公報

**発** 高 知 東 高 知 市 丸 4 ク ウ 丁 目 2 番 2 の 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規則	ページ	
◎高知県医薬品、医療機器等の品質、	有効性及び安全性	
の確保等に関する法律施行細則の一	部を改正する規則 1	
告 示		
○特定農業用ため池の指定の解除	(農業基盤課) 2	
○道路の区域変更	(道 路 課) 2	
○道路の供用開始 (2件)	( " ) 3	
公 告		
○農地を利用する権利の設定に関する	裁	
定	(農業担い手	
	支援課) 3	
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 3	
○県営土地改良事業に係る換地計画の	定	
め	( " ) 3	
○建設業法に基づく処分	(土木政策課) 3	
入札公告		
○一般競争入札(図書館情報システム	ク	
ライアント機器の借入れ)の公告	(教育委員会	
	事務局生涯	
	学習課) 4	
規	則	

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

#### 高知県規則第40号

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の 確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和36年高知県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第4条中「を含む。)」を「を含む。)、第10条の9」に改め  $\mathbf z$ 

第5条第1項中「第7条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書」に、「第17条第4項」を「第17条第8項」に、「第23条

の 2 の 14 第 6 項」を「第23条の 2 の 14 第13 項」に、「第28条第 3 項ただし書」を「第28条第 4 項ただし書」に、「第35条第 3 項ただし書」を「第35条第 4 項ただし書」に改める。

第11条中「縦5センチメートル、横4.5センチメートル」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル」に改める。

別記第2号様式中

申請者 住所 氏名 電話番号

を

「申請者 住所 氏名

> (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名並びに連絡担当者の氏名 電話番号

に、「第17条第 4 項(第23条の 2 の14第 6 項」を「第17条第 8 項(第23条の 2 の14第13項」に、「第 7 条第 3 項ただし書(第28条第 3 項ただし書・第35条第 3 項ただし書」を「第 7 条第 4 項ただし書(第28条第 4 項ただし書)に改める。

別記第3号様式中「第17条第4項(第23条の2の14第6項」を「第17条第8項(第23条の2の14第13項」に、「第7条第3項ただし書(第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書」を「第7条第4項ただし書(第28条第4項ただし書・第35条第4項ただし書」に改める。

別記第4号様式中

を

「届出者 住所 氏名

> (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名並びに連絡担当者の氏名 電話番号

に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

\_

#### 第5号様式(第6条関係)

#### 薬局等の管理に関する帳簿

21 # 東西

管理 開設

牛月日	記載事項	石唯 認欄	有唯 認欄

別記第6号様式中

届出者 住所 氏名

電話番号

を

「届出者 住所 氏名

> (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及 び代表者の職・氏名並びに連絡担当者の氏名 電話番号

に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

#### 高知県告示第202号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)第7条第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

- 1 指定の解除をした特定農業用ため池の名称及び所在地 次のとおりとする。
- 2 指定の解除年月日

令和5年3月8日

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興 部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 高知県告示第203号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年4月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼 字下池田27番1から 高岡郡中土佐町久礼 字下池田23番1まで		前	10. 9	72
		後	11. 0	72

### 高知県告示第204号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年4月14日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供	用	開	始	区	間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
シ丙2	111 邦津	番 1 野町	から	野!	マエボ	190	令和5年4月14 日

#### 高知県告示第205号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年4月14日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山中切字大森		

1533番1から   高知市土佐山中切字大森   106番1まで	72	令和5年4月14 日
高知市土佐山梶谷字川戸 123番1から 高知市土佐山梶谷字三軒屋 93番1まで	221	令和5年4月14 日

農地法 (昭和27年法律第229号) 第41条第2項において読み替 えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利 (以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたので、 同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報 登記名義人 濵口 貢一(死亡)
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
南国市岡豊町小篭字熊野丸425番ロ	田	882 m²
南国市岡豊町小篭字熊野丸425番ハ	田	26 m²
南国市岡豊町小篭字熊野丸426番	田	148 m²
南国市岡豊町小篭字熊野丸427番	田	142 m²

- 3 利用権の内容 田又は畑として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間 令和5年6月1日から5年間
- 5 借賃に相当する補償金の額 47.920円
- 6 補償金の支払の方法

利用権の始期までに高知地方法務局香美支局に補償金を供託 する。

7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表 者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人高知県農業公社 理事長 池上 隆章 高知市丸ノ内一丁目7番52号

十地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、中村国営土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役 員の届出があった。

住

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

役名 氏 名 所

監事 山本 清貴 四万十市鍋島1235番地1

(就任)

(退任)

監事 宮村 喜久 四万十市竹島915番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定 により、県営土地改良事業北川地区(宗ノ上換地区)に係る換地 計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月14日

高知県知事 濵田 省司

- 1 縦覧に供する書類
- (1) 換地計画書の写し
- (2) 現形図及び換地図
- 2 縦覧期間

令和5年4月14日から同年5月17日まで

3 縦覧場所 北川村役場

4 その他

この換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算 して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、こ の換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6 月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表す る者は、高知県知事となる。)、当該換地計画の取消しの訴え を提起することができる。

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第28条第3項の規定に基づ く処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとお り公告する。

高知県知事 濵田 省司

- 1 処分をした年月日 令和5年4月5日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号

令和5年4月14日

账

雅テック株式会社

代表取締役 藤川 雅章

香美市土佐山田町1975番地23

高知県知事許可(般)第10082号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 営業の停止の期間

令和5年4月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

雅テック株式会社及び同社代表取締役の藤川雅章は、法定の 除外事由がないにもかかわらず、同社の元労働者に対し、令和 元年9月22日から同年12月7日までの間、毎週少なくとも1回 の休日を与えなかった。

このことにより、令和4年8月10日付けで高知簡易裁判所から、労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定に違反するものとして、同社及び同人は、それぞれ罰金10万円の有罪判決を受け、同月27日にそれぞれ刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

## 

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

令和5年4月14日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品の名称及び数量

図書館情報システムクライアント機器 一式

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入物品の借入期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

- (4) 借入物品の納入期限及び納入場所入札説明書による。
- (5) 入札方法

ア 入札金額は、この入札公告に示した借入物品の借入期間 の賃貸借料の月額を入札書に記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入 札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和3~令和5年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (5) 入札説明書に示した借入物品の要求仕様に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、かつ、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0842

高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア高知図書館4階 高知県立図書館

電話番号088-802-6005

- (2) 入札説明書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合

令和5年4月14日(金)から同年5月7日(日)まで (高知県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和25年 高知県条例第68号)第2条各号に掲げる休館日を除く。) の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時まで の間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和5年4月14日午前9時から同年5月7日午後5時ま

での間に高知県立図書館のホームページ (https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310402/) で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月6日(火)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和5年 6月2日(金)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場 所に必着すること。

イ 場所

高知市追手筋二丁目1番1号 オーテピア高知図書館4 階 集会室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年5月11日(木)午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県立図書館長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とす る。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

- (6) 手続における交渉の有無
- (7) 契約書作成の要否
- (8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年5月8日(月)午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Client equipment for library information system 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Thursday 11 May 2023
- (3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Tuesday 6 June 2023
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the place noted in (5) by 5:00 P.M. on Friday 2 June 2023
- (5) Contact:Kochi Prefectural Library, Kochi Prefectural Board of Education Secretariat, Kochi Prefectural Government, Otepia 4th Floor, 2-1-1 Otesuji, Kochi City, Kochi 780-0842 Japan Tel: 088-802-6005
- (6) Others: As in the tender documentation